2　法附則第四条の二第二項の政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

一　前項第一号の規定により指定された土地等

二　前号に掲げるもののほか、法附則第四条の二第一項の規定により機構が承継した権利に係る財産のうち厚生労働大臣が指定するもの

3　第十一条第一項及び第二項の規定は、法附則第四条の二第三項において準用する法附則第三条第三項の評価委員及び同項の規定による評価について準用する。

4　法附則第四条の二第三項において準用する法附則第三条第三項の規定による評価に関する庶務は、厚生労働省年金局事業企画課において処理する。

附則第二条中「をいう」の下に「。以下この条において同じ」を、「該当するもの」の下に「及び雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）第四条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十七条ノ二の事業の用に供する施設として開設された病院のうち法附則第四条第一項に規定する施設に該当するもの」を加え、「施設及び」を「施設、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）第四条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十七条ノ二の施設及び」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（法人税法施行令の一部改正）

2　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二十九号リ中「規定する」の下に「年金福祉施設等又は同法附則第四条第一項（業務の特例）に規定する」を加える。

財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

平成十二年から平成二十二年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

平成二十四年三月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第四十四号

平成十二年から平成二十二年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成十二年から平成二十二年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成十五年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条の表中「平成二十二年」を「平成二十三年」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　平野　博文
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
国土交通大臣　前田　武志

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

平成二十四年三月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第四十五号

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十四年四月一日とする。

経済産業大臣　枝野　幸男
内閣総理大臣　野田　佳彦

電気事業法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

平成二十四年三月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第四十六号

電気事業法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百九号）の施行に伴い、並びに電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百十四条及びガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第五十二条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

（電気事業法施行令の一部改正）

第一条　電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第九条の表第一号中「第八条第三項」を「第八条第七項」に、「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に、「及び第七項」を「、第七項、第九項、第十一項及び第十二項」に改める。

（ガス事業法施行令の一部改正）

第二条　ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条の表第一号、第四号及び第十四号中「及び第八項」を「、第九項、第十項、第十二項及び第十三項」に改める。